

平成24年3月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成24年3月9日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成24年3月9日 午前10時10分議長宣告

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
参 与	浦田 博史	教 育 長	松田 定
理事（総務担当、 企画財政課長兼務）	西島 栄治	理事（民生担当）	加賀山 睦
理事（事業担当）	中村 秀一	理事（上下水道担当）	松山 正伸

理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博	会計管理者 （会計課長兼務）	藤林 学
教育次長 （学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務）	木田 修司	総務課長	脇本 和弘
税務課長	小川 清	住民福祉課長	嶋田 昌弘
高齢福祉課長 （地域包括支援センター所長兼務）	花木 秀章	保健医療課長 （保健センター所長兼務）	小川 淳一
建設課長	奥山 英高	産業環境課長	藤崎 裕司
上下水道課長	中島 一也	いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦
社会教育課長 （図書館長兼務）	木村 坂次	学校給食センター所長	田村喜代一

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田 清隆	議会書記	駒 修次
議会書記	乾 浩朗	議会書記	寺井 佳孝

町長提出議題の題目

- 1 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 2 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 3 指定管理者選任につき同意を求める件
- 4 平成23年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

開 議

午前10時10分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

8番 村田 忠文

2番 村田 晨吉

平成24年3月井手町議会定例会

議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第8号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第7 議案第6号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第7号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第9号 平成23年度井手町一般会計補正予算（第4回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
勞さんでございます。

本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。

本定例会は、平成23年度事業における補正予算並びに平成24年度当初
予算等が提案され審議する、まことに重要な定例会でございます。議員各位
におかれましては、提案されております各議案につきまして慎重にご審議を
いただきますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な答弁をいた
だきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力
賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、平成2
4年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、8番、村田忠文議員、
2番、村田晨吉議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月26日までの18日間とい
たしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月26日までの18日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件6件、平成23年
度補正予算5件、平成24年度当初予算8件、同意案件1件、諮問案件1件、
並びに一般質問は9名であります。なお、本日の会議は皆様のお手元に配付
してあります議事日程のとおりであります。

それでは審議を行います前に、今期定例会に町長よりあいさつをいたした
い旨申し入れがありますので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし

ては、公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところをごさしまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

まず、昨年3月11日に発生した東日本大震災や原子力災害は、甚大な被害をもたらし、国民生活や国内の生産活動に大きな影響を与えるとともに、デフレや急速な円高、欧州の財政不安による海外経済の低迷などにより、国内経済はもとより地方自治体を取り巻く環境は予断を許さない状況になっております。また、雇用情勢や企業業績の悪化による税収減や、国の震災復興財源の確保などにより今後大幅な財源不足が予想されるとともに、社会保障費の増加が見込まれるなど、地方財政は一段と厳しさが増すものと予測しております。このように、歴史的な円高と欧州債務危機による世界的な経済不安の拡大とともに、我が国が抱える経済成長と財政再建の両立という難しい課題に対し、いまだ解決の筋道が見えない状況にあります。また、経済においては、アジア太平洋自由貿易圏や環太平洋経済協定参加の是非など、我が国にとって何が国益にかなうのかを見きわめる識見と決断が求められています。さらに今年2012年は、3月のロシア大統領選挙を皮切りに、アメリカ、フランス、韓国の各大統領選挙が実施され、中国では胡錦涛国家主席の後継の選出が行われるなどにより、世界情勢に大きな変化が起こる可能性があります。また、我が国においても、衆議院の解散総選挙の機運が高まりつつあり、予断を許さない状況にあります。安全保障面に目を移しますと、北朝鮮の金正日主席の逝去に伴う東アジア情勢の先行き不安はぬぐえず、あわせて中国やロシアと我が国との関係も不安定な状況にあります。さらに、迷走する普天間問題をきっかけとして、日米関係もかつての信頼関係を取り戻すところまでには至っていません。一方、中東の石油に大きく依存する我が国としては、産油国イランの核開発とそれを阻止したい欧米諸国とのほざまにあつて、イランからの安定した石油供給の道を断ち切られるのではと危機感が高まっています。流動化する世界情勢に対して、我が国のとるべき道として、世界の平和と発展に貢献するための長期的視野に立った戦略的かつ機動的な対応が強く求められています。

このような厳しい状況にある我が国は、政権交代後の2年余りで総理大臣が3回変わるなど安定した政治運営には程遠い状況が続いています。また、

衆参のねじれ国会により私たちに最も身近な社会保障、税制改革、安全保障などの重要案件について、立法化のための論戦ではなく、政局論戦に陥ってしまう国会状況に、国民も地方も閉塞感が広がっています。このように硬直化した我が国の政治経済情勢は、世界の中で信頼に足り得る経済大国としての地位の低下を招き、ひいては国益を損なう結果となることは明らかであります。しかし、どのような状況下にあろうとも、私たち地方行政を預かるものとしては、1日たりとも行政の停滞は許されません。住民の負託に応えるべく、少子高齢化社会への対応、地域経済の活性化、安心・安全な地域づくりなど、住民生活に直結する施策事業を着実に推進してまいらなければならないと考えております。

次に、平成24年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。国は東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生を実現するとして一般会計予算の規模は90兆3,339億円、前年度比2兆777億円、2.2%減で、基礎的財政収支対象経費は68兆3,897億円、前年度比2兆4,728億円、3.5%減となっております。しかし、中期財政フレームで決めている国債発行44兆円以内を守るため、基礎年金の国庫負担費や復興費を特別会計で計上したことから、これらを加えますと予算規模は96兆7,000億円、国債発行は50兆6,000億円と、いずれも過去最大となっております。なお、ふえ続けています平成24年度末公債残高は、平成23年度より約33兆円ふえて約709兆円程度となる見込みであります。また、財政投融资計画の規模は17兆6,482億円、前年度比2兆7,423億円、18.4%増となっております。

次に、地方財政対策についてであります。平成24年度においては、町税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれるとして、平成24年度の地方財政計画においては、一般財源の総額は59兆6,241億円、前年度比0.2%の増、地方債依存度は13.6%程度となる見込みであります。また、平成24年度の地方交付税の総額は17兆4,545億円、前年度比811億円、0.5%増で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方

交付税の総額は23兆5,878億円、前年度比551億円、0.2%増となっております。

なお、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成24年度末借入金残高は200兆4,900億円程度となる見込みであります。

次に、平成24年度の町政運営に当たっての基本姿勢であります。

本町は古い都京都・奈良の中間点に位置し、地理的好条件から古くから栄え、かつては綴喜地方の中心地でありました。現在、万灯呂山からの眺望や大正池の風景が京都府の景観資産に登録され、その後玉川は環境省の平成の名水百選に、大正池は農林水産省のため池百選に選ばれるなど、豊かな自然環境が注目される町となってきております。住民生活は早くより都市化の傾向を見せ、都市としての基盤整備や生活環境整備は、国や京都府のご支援をいただき年々充実が図れてきているものの、木津川左岸地域と異なり、住宅開発などがあまり進んでいないことから、町外から新しく住まいを持たれる住民も少なく、人口は停滞から減少へと変化し、特に若者の転出によって周辺市町より少子高齢化が一層進み、住民の諸活動についての活力低下や教育、福祉、さらには商業や農業などさまざまな分野に影響が生じてきています。今、町政にとって最も重要なことは、いかにしてこれらの課題を解決するかであります。本町は京都府南部の中心に位置し、関西文化学術研究都市の隣接地にあります。このような恵まれた立地条件を生かしながら、利便性、快適性を確保するためのJR奈良線の全線複線化や、住宅適地確保のための仮称宇治・木津線道路の新設、若者の働く場所の確保や税収増のための白坂開発などにより、町全体を活性化させることにあると考えております。また、井手町の豊かな自然環境の保全や自然環境を生かしたまちづくりを積極的に推進してまいらなければならないと考えています。一方、ソフト面におきましても、あすの井手町を担う子供たちから、町の発展のために長年ご苦労いただいた高齢者までが充実した日々を送っていただけるよう、諸施策を講じてまいらなければならないと思っております。

次に平成24年度の予算編成に当たっての基本方針であります。

まず私の基本姿勢といたしましては、これまでからまちづくりの主人公は住民との認識のもと、関係団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後ともこの基本姿勢を堅持しつつ、5期目の公約の実現と、住民参画のもと策定いたしました第4次井手町総合計画を着

実に前進させ、町政を推進してまいりたいと考えております。本町の財政は町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっています。したがって、財政構造を転換しない限り、今後とも厳しい財政状況が続くものと考えています。しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路、上下水道などの生活基盤の整備拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、防災対策の強化、差別解消に向けた人権啓発の推進など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。また、財政が厳しくなるほど後退が余儀なくされる教育や保健・福祉、医療などにつきましても、今後とも後退させることなく推進してまいりたいと考えております。そのための主な事業について、述べさせていただきます。

まず、利便性向上のためのJR奈良線の複線化に向けた取り組みや、町道1号線の梅溪橋架けかえ、本町の魅力を高めるための歴史的施設等を活用した歴史と自然が薫る道づくり、安心・安全のためのバリアフリー整備や備蓄物資購入、行政の事務の効率化のための基幹業務システムの更新、さらには子育て支援のための3人目以降の子供に対する保育料無料化や、中学校卒業までの子供に対する医療費の完全無料化、未来に向かって心豊かに育つ教育環境の充実を図るため、泉ヶ丘中学校における海外派遣事業やスポーツクラブ活動支援の拡充とともに、環境を考慮した教育施設の整備を図るため、地域の特性にあった小・中学校のエコスクール化推進などにあります。今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野におきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいた次第であります。

なお、平成24年度においては、歳入の柱の一つであります町税では、固定資産の評価がえの年でありまして、土地につきましては引き続き下落傾向が続く、家屋についても新築家屋も少なく従来の経過年数を反映することから、固定資産税や都市計画税は減収する見込みであります。また、個人・法人町民税につきましても、現在の経済・景気の動向や生産年齢人口の減少などにより増収は見込めず、平成23年度をさらに下回るものと予想しております。したがって、町税の大幅な減少などにより一般財源が不足するこ

とから、このような厳しい事態に備えこれまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、住民サービスが後退することのないよう努めてまいりたいと考えております。一方、歳出におきましても、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的配分を旨として徹底した見直しを行いました。特に、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図り、その節減に努めたところであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第2号、井手町印鑑条例等の一部を改正する条例制定の件ほか、19件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第2号は、外国人登録法の廃止などに伴う関係条例の一部改正であります。

議案第3号は、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の一部改正であります。

議案第4号は、地方税法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第5号は、下水道計画区域内の受益を伴うための条例の一部改正であります。

議案第6号は、介護保険料の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第7号は、公営住宅法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第8号は、指定管理者の選任についてご同意願いたく提出するものであります。

議案第9号は、平成23年度一般会計の補正でありまして、事業の確定や清算などに伴いそれぞれ所要額を計上いたしてありまして、補正総額は4,796万8,000円の減で、補正後の一般会計予算は36億9,685万8,000円であります。

議案第10号から議案第12号までの3件は、平成23年度特別会計の補正でありまして、事業の確定、今後の財政見通しなどによりまして、それぞれ所要額を計上いたしてあります。

議案第13号は、平成24年度一般会計予算でありまして、予算総額は36億3,500万円で前年度と比較いたしまして2,100万円、率にして0.6%の増となります。

歳出予算につきましてその主なものをご説明申し上げます。

まず、議会関係であります。昨年の地方議会議員年金制度の廃止に伴う

共済会負担金 1, 658万9, 000円計上いたしております。

次に総務関係であります。各公共施設に計画的に設置しておりますA E Dの購入に55万円、各区に対する公民館改修補助に300万円、基金利子等の積み立てに2, 979万1, 000円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業など他会計の繰り出しに4億1, 219万4, 000円、省エネ対策として計画的に進めておりますLED照明整備に250万円、それぞれ計上いたしますとともに、人口減少問題の検討費用に120万円、基幹業務システム更新に係る費用に9, 400万円、年次計画に基づき設置しております交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5, 000円、街灯の電気料助成や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に172万円、JR奈良線高速化複線化事業の第2期工事の共同調査費負担金に201万円、それぞれ計上いたしております。

また、住民基本台帳ネットワークシステム機器更新に係る費用に791万1, 000円、農業委員会委員一般選挙に165万3, 000円、それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。高齢者対策ではデイサービス事業や介護保険事業の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に1, 659万円、養護老人ホーム措置費等に804万2, 000円、老人クラブ活動助成、敬老事業に873万2, 000円、後期高齢者医療負担金に8, 500万円、それぞれ計上いたしますとともに、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円計上いたしております。

障害者福祉対策や地域福祉対策では、計画的に進めておりますバリアフリー整備に656万円、社会福祉協議会をはじめ関係団体の助成に1, 717万4, 000円、障害者福祉施設への通所サービス費を含む障害者自立支援事業に1億6, 812万9, 000円、それぞれ計上いたしますとともに、障害者施設通所交通費助成、身障児者舗装具購入補助、地域生活支援費、母子療育教室などに1, 709万2, 000円計上いたしております。

医療対策では老人医療に2, 236万1, 000円、子育て世代の方々へ医療費助成に2, 626万円、身障、母子家庭の福祉医療に3, 332万3, 000円、それぞれ計上いたしております。

児童福祉対策では、保育園運営費に2億4, 545万3, 000円、子ど

も手当等に1億3,102万円、子育て支援センター運営費に466万1,000円、一時預かり事業に557万2,000円、それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係であります。住民が健康的な生活を営むための胃がんや肺がん、乳がん健診など健康増進事業に1,456万4,000円、女性の健康づくりを推進するための健康づくり事業に66万9,000円、後期高齢者医療制度の加入者を対象に、人間ドックの受診費用の一部を助成する高齢者人間ドック助成に30万9,000円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに342万円、妊婦健康診査に795万3,000円、各種予防接種に3,973万円、休日応急診療所への負担金に120万円、それぞれ計上いたしております。

また、公共下水道からの引き込みが困難な地域等の対策として、合併処理浄化槽設置事業補助に82万8,000円、町内の住宅用太陽光発電システムを設置する方への補助に200万円、城南衛生管理組合の負担金に9,223万2,000円、ごみの収集運搬委託に3,900万円それぞれ計上いたしますとともに、生ごみの減量化を図り環境にやさしいまちづくりの推進を図るための家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に142万2,000円計上いたしております。

次に農林関係であります。農業振興費に465万7,000円、井手町の豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円それぞれ計上いたしております。

次に、商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に750万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、桜まつりに567万6,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、土木関係であります。道路事業では、道路幅員が狭小で車両の離合困難な箇所を改良を図るための町道1号線道路改良及び幅が狭く老朽化した梅溪橋の架けかえに1億1,000万円、収用手続きにより中断していた橋本橋以南の町道22号線道路改良に3,110万円、道路調査などに基づき毎年実施いたしております道路維持に1,804万7,000円、それぞれ計上いたしますとともに、歴史的施設などを活用した歴史と自然が薫る道づくり事業に900万円計上いたしております。

河川事業では年次計画に基づき実施いたしております下排水路整備に2,

6 8 1 万円、河川維持費に 1, 1 2 9 万 9, 0 0 0 円それぞれ計上いたしております。

公園事業では、子供たちや高齢者が安全で楽しく集えるよう公園管理費に 6 2 7 万 9, 0 0 0 円計上いたしております。

住宅管理では、年次計画に基づき進めています町営住宅の耐震補強事業などに 7, 2 0 0 万円計上いたしております。

次に、消防関係であります。京田辺市に事務委託しております常備消防委託に 1 億 4, 9 9 8 万 9, 0 0 0 円、東日本大震災により見直される地域防災計画の修正委託に 3 6 0 万円、年次計画に基づき設置及び購入いたしております消火栓ボックスや消防ホース購入に 1 4 3 万円、災害時の被害の軽減を図るための防災訓練に 1 0 5 万円、それぞれ計上いたしますとともに、年次計画に基づき実施したしております老朽化した各支部の消防車庫の改築に 3 3 5 万円計上いたしております。

次に、教育関係であります。学校教育では教育環境の充実を図るための学校エコスクール化推進事業に 2 0 0 万円、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業に 1 5 0 万円それぞれ計上いたしますとともに、スポーツクラブ活動支援補助に 1 2 5 万円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに 8 2 1 万 5, 0 0 0 円、新たな放課後の児童の居場所づくりとしてのまなび教室事業に 9 2 万 6, 0 0 0 円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られています文化祭に 3 1 9 万 4, 0 0 0 円、それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に 2 3 3 万 7, 0 0 0 円計上いたしております。

また、年々多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に 3, 0 6 9 万 3, 0 0 0 円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に 3 9 万 8, 0 0 0 円、体育協会をはじめ各種団体助成に 3 0 5 万円、老朽化した給食センターのボイラー更新などに 1, 0 6 8 万円、それぞれ計上いたしております。

以上が、一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては国・府支出金や町債等の特定財源 9 億 4, 6 4 2 万 7, 0 0 0 円、町税や地方交付税等の一般財源 2 6 億 8, 8 5 7 万 3, 0 0 0 円計上いたしております。

ます。

議案第14号から議案第20号までの7件は、いずれも平成24年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は25億1,719万3,000円で、前年度と比較いたしまして3,378万7,000円、率にして1.4%の増となります。

諮問第1号は、人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、なにとぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について、報告いたします。

2月24日、産業厚生常任委員会を開催し、お手元に配付いたしております資料のとおり報告いたします。

井手町監査委員から2月分の例月出納検査結果報告書を受理しましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は9名であります。発言の順番は受け付け順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 10番、中坊 陽です。

今回、住民の長年の願いであったJR奈良線の複線化計画が発表されました。今後のまちづくりについても大変重要なことであり、今回一般質問を行います。

JR奈良線複線化と今後のまちづくりについて。

今回、JR西日本の英断と京都府の力強い後押しにより、JR奈良線の複

線化事業の新しい計画区間が明らかになりました。決定するまで、本町はもとより沿線自治体による複線化推進協議会の活動や、関係者の皆様に大変苦勞していただいたことと思います。一気に京都から木津間全線の計画とはなりませんでしたが、本町としては山城多賀から玉水間が対象になったことは大変喜ばしいことであり、今後のまちづくりにも重要な区間であります。この区間が今回の計画に盛り込まれたことに大変感謝しているところであり、今後の城陽駅以南の残り区間複線化延伸に可能性を残しています。現在単線区間が長く、電車がすれ違うための待合時間が多く、トラブル時の回復時間や電車のスピードアップにも支障がある状況です。複線化によって待合時間が解消され、高速化や運行本数増便も図れることと期待しているところです。そこで、この事業計画の概要と総事業費の見込み額についてお伺いします。

次に、今回の奈良線複線化計画は今後約10年間の事業期間が見込まれると伺っています。本町においても大きなスパンで複線化を生かしたまちづくり計画をしていただき、今の課題である人口減少や若年層の定着、雇用問題等課題解決のためにもこの計画を生かしていただきたいと考えております。

そこで、玉水駅の改造計画について、駐車場の確保も必要と考えます。2番、危険な踏切とされている玉水駅北側の北垣内踏切改修について。3番、隣接している府道上狛城陽線の拡幅について、どのような計画をされているのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（木村武壽） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 中坊議員のご質問にお答えをいたします。

J R奈良線複線化についてであります。平成13年に完成した第1期複線化により、快速列車や普通列車が増発され、利便性、快適性が飛躍的に向上しました。しかし、残る単線区間で行き違いで待ち時間が発生することや、異常気象時に列車のおくれがなかなか回復できずダイヤの安定性がないことなどから、いまだ課題が多く改善の必要があります。このため、続く複線化について京都府とJ R西日本とで協議していただいておりますが、今年1月、J R西日本の決断と京都府のご努力によって第2期複線化の共同調査実施について、J R西日本、京都府及び沿線市町と合意に至ったところであり

ます。この調査で、J R 藤森駅から宇治駅、新田駅から城陽駅、山城多賀駅から玉水駅の3区間及び京都駅と棚倉駅の2駅において現場測量を実施するとともに、配線検討により新たな路線をどの位置に置くのかなどの工事詳細を決定し、それらを踏まえ工事期間や建設費用を確定していくこととなっております。

議員ご質問の事業計画の概要と総事業費の見込み額につきましては、調査に基づき確定するものでありますので、現在のところ不明であります。J R 西日本の試算によりますと調査どおり実施したならば約300億円から400億円規模になると聞いております。

次に、玉水駅の駅舎の改築などにつきましては、第2期工事の整備内容がわかりませんので、現在のところ未定であります。

いずれにいたしましても、第2期複線化の共同調査が早急に進み1日も早く調査どおり事業化の行為が図れるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊議員。

10番（中坊 陽） いずれにしてもこれからということですが、間違いのないようによろしくお願ひしたいと思います。その中でやはり今後複線化、城陽から南伸するには、乗客数の増加が必要だと思いますけれども、この件について、町として今後どのような支援なりを考えておられるのか伺ひします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 本町も加盟していますJ R 複線化促進協議会におきまして、各種事業を取り組む中で利用者の増員を図っていくということで計画をしておりまして、昨年度、本年度、2年にわたりまして関係経費を促進協予算で組みまして、沿線自治体ともども足並みをそろえてイベント等の開催を考えているところでございます。一、二ご紹介を申し上げますと、一つには現在、今、5月6日までの期間という形でスタンプラリーを実施しようと言うことで考えています。さらに沿線のしかるべき場所に横断幕を設置しな

がら、利用者をふやして複線化を促進していこうという呼びかけ啓発の垂れ幕等も準備をしようということで考えておりました、さらにそれらの進捗を見ながら、必要なイベント事業を開催しようということで、促進協議会と一体となって沿線自治体が行き組むという予定をしているところでございます。

議長（木村武壽） ほかに再質問ございませんか。

次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

1 番（西島寛道） 1 番、西島寛道。

事前に通告しておりました 2 点について、お伺いたします。

まず初めに、ゆとり教育と学力格差問題について。1980年、学習指導要領の改正以降、日本はゆとり教育の時代に突入していきました。それは、ゆとりの中で人間性をはぐくむことがコンセプトにスタートしたものだと思われまいます。その結果、勉強する子供としない子供とで大きな学力差が出てきました。競争教育が激化される中で、ゆとり教育が子供たちに与えたものは、家庭環境や経済力がもたらす学力格差であります。ゆとり教育そのものが問題ではなく、ゆとりある時間をどのように子供たちに過ごさせていくのかが問題だと思ひます。

お茶の水女子大学、耳塚寛明教授の調査によりますと、1981年、難関国立9大学医学部の合格率を見ると、公立高校の合格率は72.2%で、私立高校が22.2%、しかしゆとり教育以降、2005年を見ますと、私立高校の合格率が83.3%、公立高校が12.5%とみごとに逆転しています。これは、早期から私立進学を選択できる経済力を有する人が有利な状況になっていると考えられます。競争社会を勝ち抜くことだけを目的化することはいけません、最終学歴がその人の人生を大きく影響する日本にとって、これは大きな問題であります。当然学校間の学力格差だけが問題ではありません。各家庭の考え方や日ごろからの子供の家庭での学習時間も大きく影響しています。しかし、校外学習機会、塾などを利用する子供と、家庭だけの学習の子供では学力に差ができています。学校外教育支出と学力を比べると、平均して支出金の多い子供の方が学力の高い結果も出ています。

本町では、小学校、中学校で補習授業など行うとともに、人権センターなどで勉強会などを開催していただひていますが、その参加人数とその成果、

また、本町の子供たちの学力向上、経済状況による学力格差をなくすための事業を、何か考えておられるのかお伺いいたします。

2002年からは学校週5日制が完全実施され、子供たちの土曜日の過ごし方に大きな変化が生まれました。地域社会における体験活動などを通じて、人間性をはぐくむ教育にどのように取り組んでこられたのかお伺いします。

次に2点目ではありますが、全国大会出場のスポーツ選手支援についてお伺いいたします。

未来の本町を担う子供たちがスポーツ選手として輝かしく全国大会や世界大会のような大きな大会に出場し活躍する姿は、本町にとって誇りであり子供たちにとっても大きな夢と目標を与えることとなるでしょう。人口減少が大きな問題となっている本町にとって、JR複線化・企業誘致に加え、本町の学校の学力、知名度を上げていくことも人口減少に大きく歯どめをする政策になっていくと思われまます。

本町から全国・世界大会規模に出場することになりますと、必然的に応援団が結成され、本町からも多くの方が応援にかけつけることになります。大会期間にもよりますが、当然これらの中には春休みや夏休みを利用した未成年者や小さな小学生、中学生のみの応援参加の子供たちも多く含まれています。そうなりますと、当然引率する大人が必要となってくるわけですが、平日の大会などはボランティアで引率していただく人も難しい状況にあります。体育協会からは表彰などをしていただいています。そのような町内参加者が多数出る場合に限り、本庁から小額でも激励金などを考えてみてはいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 西島議員のゆとり教育と学力格差問題についてお答えいたします。

平成23年3月の社会保障に係る会議において、当時の高木文部科学大臣が説明された資料の中で、家庭の経済状況と学力、家庭の経済状況と大学進学率等に相関関係があることが示されており、学び支援強化に向けての施策例として、義務教育においてはすべての子供に自立して社会に参加できる基盤を確立すること、そのために低学力層への支援、就学援助の充実が強調さ

れております。本町におきましては、従来から学校現場と緊密に連携して、教育の機会均等を図るために各種の就学援助事業を推進するとともに、学校においては週1回程度放課後の補習授業を行い、宿題を忘れてたり学習につまづきの見られる児童・生徒の指導に当たっております。

また、いづみ児童館では小・中学校とも週2回学習会を開催し、毎回10名から20名程度の児童・生徒が参加しております。それぞれが持参した宿題や問題集、児童館で準備した漢字検定対策プログラムなどを使って学習を進めており、一人一人に目標を持たせ個々の学習課題に即した指導により効果のあるものになっていると聞いております。このほかにも、高校入試に向けて意欲を高めるための中学3年生を対象にした学習合宿、中学1年生対象の振り返り集中学習、特に課題の深刻な児童・生徒を対象に保護者と連携して家庭教育を促進する個別支援などを進めております。また、これらの取り組みとあわせて、より高い目標に挑戦する生徒への支援として、各種検定の合格を目指すチャレンジ学習事業や図書館資料をはじめさまざまな情報の活用力を高める井手町調べる学習コンクール事業を実施しているところであります。議員ご指摘のとおり、学力の状況は学校外におけるさまざまな要因とも関連しており、その結果としての学校外での学習量が影響していることは否めない現状にあります。今後とも各種の取り組みを工夫するとともに、家庭とも連携して学力向上を図っていきたいと考えております。

次に、学校週5日制実施に伴う、地域における体験活動についてですが、まず、府内で最も早く設立され、12年間にわたって取り組まれている総合型地域スポーツクラブIDEゆうゆうスポーツクラブにおいては、第2、第4土曜日を中心に各種のスポーツや地域特性を生かした体験学習などが年間80回程度実施されております。会員は現在70名ほどですが、各事業ごとに会員だけに限らず広く参加を呼びかけ実施されている状況であります。また、京のまなび教室きらきらランドでは、多賀小学校児童を対象に水曜日の放課後と第2、第4土曜日にスポーツ教室やコーラスなどの活動が行われておりますし、いづみ児童館では土曜日に和太鼓教室やスポーツ交流事業などが年間80回ほど実施されております。

このように、多彩な取り組みが行われている状況ですが、今後ともより多くの児童・生徒が参加し充実した体験活動ができるよう支援していきたいと考えております。

次に第2点目の、全国大会出場のスポーツ選手支援についてであります。議員ご指摘のとおり、全国大会等で活躍する選手が生まれることは児童・生徒に大きな励みになるものと思います。教育委員会といたしましては、小・中学生の体力や運動能力向上に努めていくことが優秀なアスリート輩出の基盤づくりにもつながっていくものと考えております。そこで、中学校部活動の一層の活性化を図るため、支援拡充の予算を今議会をお願いしているところであります。議員ご指摘の激励金についてであります。中学生の各種大会において出場選手や引率教員の経費は公費で賄っておりますが、保護者等の応援につきましては自費で参加されておりました。激励金については難しいものがあるかと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

1番（西島寛道） 今回の木田次長のお話の中に、ゆうゆうスポーツクラブのことがお話されておりましたので、少しそこのお話しを、私自身がゆうゆうスポーツクラブに加盟していますので、お話しさせていただきたいと思っております。スポーツ振興法の基本計画の中に政策目標が幾つか掲げられていますが、計画で指摘されているその内容は質の高い指導者の配置と、研修の充実、魅力あるスポーツ空間の確保と、障害者や高齢者を含む地域住民がスポーツに親しめるバリアフリーに留意した施設の整備、地域におけるスポーツ大会とスポーツ情報の提供と、本町はたくさんの目標を達成されていると思っております。私もこの間スポ少の講習会の方に2日間行ってきましたけれども、井手町ゆうゆうクラブ総合型のお話しを講師の方がされておられました。京都の中では唯一総合スポーツに一番近いのはゆうゆうクラブだというふうに講師の方もおっしゃられておりました。その中に、2010年を目標に、総合型スポーツクラブの育成が掲げられていますが、その総合型スポーツクラブの一種の特徴を申しますと、一つは複数の種目が用意されている、二つ目は子供から高齢者まで地域のだれもがいつまでも活動できる、三つ目は活動の拠点となるスポーツ施設、クラブハウスがあり、継続的な活動を行うことができる、四つ目には質の高い指導者のもと個々のニーズに合った指導が行われる、五つ目、地域・住民主体で運営することと記されており、またその役割と機能は個人の目的を尊重する、スポーツを継続する条件を整える、一貫指

導体制を整える、多様な運動、スポーツ種目を準備する、独自の大会やリーグ戦を企画し目標を与える、親睦や交流の機会をつくる、地域の社会貢献活動を仲間の成果を賞賛する場を与える、見るスポーツのマナーを学び、応援や観戦の機会をつくり目標を与える、社会性を育て地域教育の場をつくる、地域の親睦を深め、防犯意識を高めると同時に児童虐待、高齢者の孤独死を未然に防ぐと、たくさんの役割が上げられています。しかし、現在のゆうゆうの会費だけではとてもこれだけの事柄をなし得ることは困難であります。言われていることは大変すばらしいことであり、達成できれば本町にとってもかなりいいことになると思われまますので、今も支援はこの予算つけていただきましたけれども、より一層のご支援またご理解、ご協力をよろしく願います。

以上です。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。20分から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

5番（岩田 剛） 5番、岩田 剛です。

通告しております3点につきまして質問をいたします。

まず、1点目であります。大地震発生時についての対応についてということで、昨年3月11日の東日本大震災発生以降、地震学者や専門家から近い将来非常に高い確率で東海・東南海の地震発生が警告が発せられております。本町におきましては毎年定期的に、大地震発生時に備えての避難訓練や救急訓練が実施されておりますけれども、実際に災害が発生した場合、高齢者や身体障害者等避難に困難が伴う要配慮者の避難誘導が、本当にスムーズに実施できるのか大変気になるところであります。本町では災害発生時における要配慮者の登録を災害時要配慮者避難支援登録申請書で行っております。受け付けは主として地区の民生児童委員を通じて役場窓口に申請書類を提出することになっております。

1 点目、各区におけます登録人数は現状どのようになっておりますか。

2 点目、各区ごとの要配慮者数、全体の要配慮者数と申請区分の 1、1 から 4 までありますけども、1 で、この 1 の内容といいますのは、65 歳以上の高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方）で登録しておられる各区ごとの人数はどのようになっておりますか。

登録者名簿は個人情報保護の観点から、役場、自主防災組織、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会、消防署が保管することになっておりまして、一般住民には該当者の氏名は伏せられておりますために、だれが登録されているのかお互いわからないという状況であります。災害発生時には原則として各区所属の消防団員が救助に当たることになっているわけではありますが、消防団員を超える地区につきましては、要配慮者はどのように救助するのか、救助体制について具体的な対応策は示されているのかお伺いしたいと思います。

2 点目につきましては、緊急地震速報受信訓練実施についてであります。

近隣市町では N T T ドコモの携帯電話所持者を対象とした緊急地震速報受信訓練が実施されております。本年 K D D I の a u やソフトバンクの携帯電話につきましても、緊急地震速報の受信が可能となるように聞いております。本町においても、万が一の場合を想定し緊急地震速報受信訓練実施を実施してみてもどうかと思いますが、どうでしょうか。

3 点目であります。中学校での武道必修化の取り組みについてであります。

文部科学省の新しい学習指導要領に基づき、平成 24 年度から中学校において男女ともに武道が必修になります。剣道、柔道、弓道のうちから各自治体がいずれかの武道を選択し教育することとなりました。本町では多分従来から力を入れてきました柔道を選択することとなると思いますけれども、従来から柔道では事故が非常に多発しております。ほかのスポーツに比べて非常に高い確率で、一部には 6 倍ぐらいと言われておりますが、事故が発生していると聞いております。そこで次のことについてお聞きいたします。

1、指導者、これは有資格者というふうに言い換えてもいいかと思いますが、指導者の状況と授業の体制。指導者のうち有段者は何人か。1 クラスを何人の指導者で授業が実施されるのか。例えば、警察や大学、医療機関等、外部機関との連携において、指導者の補助を依頼するというようなことは考えられないのかということです。

2点目、教育内容はどうか。平成24年度からの保健体育で、合計授業時間数は3年間で合計45時間、3年間で現行より約1割増加ということになっておりますけれども、そのうち柔道の授業時間数はどのようになるのでしょうか。

3番目、事故防止体制はどのようになっておりますか。時間数が限られている中で、例えば受け身だけに絞った教育とすることで、事故を回避するというようなことは考えられないのかどうか。万が一事故が発生した場合、原因の解明は第三者機関に委託するのか。体制は整っているのでしょうか。

授業時間中のけがに対する傷害保険の付保状況と補償金額はどのようになっているのかお教え願いたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 岩田議員のご質問にお答えします。

1点目の大地震発生時の対応についてであります。一つ目の、各区における登録人数の現状につきましては、本年2月末時点で玉水地区26名、水無区2名、高月区13名、上井手区13名、田村新田区1名、石垣区15名、北区11名、南区29名、東部区46名、西部区15名、南部区17名、北部区42名の合計230名であります。

二つ目の各区ごとの要配慮者数と申請書の区分1につきましては、玉水区は約140名のうち20名、水無区は約60名で2名、高月区は約60名で13名、上井手区は約90名で12名、田村新田区は約20名で1名、石垣区は約170名で10名、北区は約170名で7名、南区は約210名で25名、東部区は約110名で36名、西部区は約90名で12名、南部区は約90名で8名、北部区は約100名で34名であります。

次に、要配慮者の救助の具体的な対応策につきましては、災害時要配慮者避難支援対策マニュアルの中で、消防団と地域の民生児童委員、地域支援者の協力を得ながら要配慮者の支援や避難誘導に努めるものとしておりますので、救出に当たる者は不足しておりませんので、そのマニュアルに沿って進めてまいりたいと考えております。

2点目の緊急地震速報受信訓練実施についてであります。まず本町では

既に平成23年9月からNTTドコモの緊急速報メールの利用ができるようにしており、また本年1月からKDDIやソフトバンクも始めたことから、本町としてもこれらの携帯会社の緊急速報メールが利用できるよう既に申請をしており、3月中旬から利用できると伺っております。なお、これらの携帯会社の緊急速報メールが利用できるようになりますので、今後防災訓練において避難情報などを配信する訓練を実施していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 岩田議員の3点目の中学校での武道必修化の取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年4月から全面実施される中学校新学習指導要領において、武道が必修化されることとなっており、泉ヶ丘中学校では柔道を履修させることとしております。既に男子は相当以前から、女子は平成21年度から段階的に導入し、本年度までに全学年が履修しております。これまでのところ大きなけがや事故の報告は受けておりません。

そこでまず、指導者の状況と授業の体制についてであります。各学年男女別に、通常は1名の教員が指導しておりますが、指導内容によって有段者である柔道部顧問が補助に入るようにしております。また、体育科を担当する2名の教員のうち1名は段位を取得しており、他の1名は京都府教育委員会主催の実技講習会を受講済みであります。なお、外部指導者の補助依頼につきましては、今後状況を見ながら必要の有無も含めて考えてまいりたいと思っております。

次に、授業時間数についてであります。1、2学年は年間8時間、3学年は男子10時間、女子8時間あります。また、事故防止体制について、受け身だけに絞った指導のご提案であります。ほとんどの生徒が初心者であることを十分考慮しながら受け身を重視しつつ、学習指導要領のねらいに即して基本的な動作や技に絞って指導していくこととしております。平成19年度に体育館が新設された際に整備された武道場には、衝撃を和らげるための素材を使った柔道畳、投げ込み用マット、四方の壁には防護マットが整備されており、これらを有効に活用しながら事故やけがのないよう一層努めてまいりたいと考えております。

事故が発生した場合の原因解明に係る第三者機関への委託につきましては、

今後国や府内での動きを注視してまいりたいと思いますが、まずはそのような重大な事故が発生しないように、事故防止の徹底を図っていきたくて考えております。

最後に、授業中のけがに対する傷害保険につきましては、すべての生徒が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。療養に要する費用が5,000円を超える場合には負担した3割金全額と療養費の10分の1が見舞金として、また、万が一重大な事故が発生した場合には障害見舞金として82万円から3,770万円が、また死亡見舞金としては2,880万円が給付されることとなっております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

5番（岩田 剛） 1点目の要配慮者数であります。区によってかなりばらつきがあるように思うんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。非常に多いところときわめて少ないところとある。人数的には大きくは変わらないと思うんですけれども、例えば水無の場合は2名だけということなんですけども、これは、この登録用紙を見ますと、要配慮者区分としまして番号1、2、3、4と4種類あります。1が先ほど申し上げましたように65歳以上の高齢者でひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方が登録できるようになってます。2は要介護3、4、5の介護が必要な方。3番目は障害のある方、これは障害者手帳を持っておられたり、福祉手帳を持っておられたり、療育手帳を持っておられたりというふうな方です。それから4番目が、上記以外で災害時に自力での避難が困難な方と、こうなっておるんですが、特に問題は1番の65歳以上の高齢者です。ひとり暮らしとそれから高齢者の世帯ということになるんですが、この方は健康とか介護が必要だとかいうことは関係なしに、年齢と条件だけで登録できることになっているんですかね。民生委員の方の理解の仕方にもよるのかなというふうに思うんですけれども、この辺十分に、どう言うんですか、例えば西部区なんかの場合は高齢化率40%を超えているんです。二人に一人が高齢者というような状況でありまして、これ、1番に該当する方が非常に多いと思うんです。実際、12名しか登録しておりませんが、民生委員の理解度の濃淡によりまして、書いといたらどうやということに進めておられる民生委員と、助けが

必要やったら言うてくださいよというふうに言うてる場合と、かなり濃淡の差があって、東部とか北部は非常に多いという状況になっております。一番心配しておりますのは、この方たちがいざというときに、これ、登録してますからだれか助けに来てくれるやろと思って家で待ってはったら、これ、えらいこっちゃなど、自分で動けるにもかかわらず。その辺の心配をするので、今、例えば東部とか北部に関しては、消防団員の数をはるかに上回っている状況なんです、1の人。実際に災害が発生したときに本当にこれで行けるのかなど、助けに。確認しに行けるのかなというところで、非常に心配になっていまして、名簿を個人情報の観点からいろいろ問題はあるかと思いますが、本人の了解を得ながら、少なくとも同じ隣にと言いますか町内と言いますか、その辺のレベルでこの人とこの人とこの人は何か起こったときには助けに行ったらよということ、町内の中でコンセンサスをとっておく必要があるんじゃないかなということ、もう少しきめ細やかにその辺の対策をきちんとしておかないと、実際に発生したときに問題が起こるんじゃないかなというふうに危惧をしております。何かいい方法があれば考えていただいて、スムーズにその辺の避難誘導ができるようにやってほしいなど。実際の訓練の中ではなかなかこれは難しゅうございまして、あの人とあの人というふうに指名しますと、せっかくマル秘にしてあるものが全部オープンになりますので、その辺非常に取り扱いが難しいと思いますが、今、現状よりももう少し一歩踏み込んで、この件に関しては個人情報保護というところを少し緩めて、もちろん本人の了解を得ての話になりますけれども、何か対応していただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、柔道の必修化の問題ですが、これは幸いにも今まで大きな事故が起こっておらないということで非常にほっとしましたけども、今後これ必修化で一生懸命教育するあまり、本当にけが、非常に心配になりますので、十分ひとつ、今お答えいただきましたけども、絶対そういう事故、事件が起こらないように十分注意していただきたいのと、ぜひとも原因の解明に関する第三者機関についてはご検討いただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木村武壽） 今の、両方とも一応要望ということでよろしいね。

次に、村田晨吉議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 2番、村田晨吉です。

さきに通告しておりました次の3点についてお伺いをいたします。

まず初めに、人口減少を食いとめるための検討委員会についてです。井手町の人口は2012年1月末現在で8,111人まで減少いたしました。町としても早く人口減少を食いとめるための検討委員会を設置したいと議会でも答弁がありました。マスコミなどを通じて現在募集しておられておりますが、住民からの公募はわずか1名のみ、公募委員には何人の応募があり、どなたが決まったのか、また公募以外の構成員はだれなのか、その後の委員会開催のスケジュールはどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、インフルエンザの助成についてです。ことしはインフルエンザが猛威をふるい、警報レベルの大幅超過となりましたことは、既にご存じのことと思います。この予防接種代は、高齢者の場合は町の補助もあり自己負担額は1,000円となっておりますが、子供さんたちは2回接種しなければならず、その上費用も1回2,000円から3,500円と高額になっており、費用負担は大変でありますので、子供さんたちの接種代も高齢者並みの額に補助していただけないものか、お伺いいたします。また、今年度の患者発生数及び学級閉鎖の状況についてお伺いいたします。

3番目、有害鳥獣対策についてです。

有害鳥獣の猟期間は冬場のみと決まっており、今年度も禁猟期間に入りましたが、2011年度の有害鳥獣被害はどのようなものですか。次の3点についてお伺いします。被害額、予算執行状況と、おりの施行状況、有害鳥獣などの追っ払いは何回されたのか。町としての追い払いと広域捕獲計画についてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

議長(木村武壽) 答弁願ひします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

1点目の人口減少を食いとめるための検討委員会についてであります。本町の最も大きな課題は人口の減少をどう食いとめるかです。そのために、町外からの有識者と町内の各種団体の代表などで構成します人口減少

問題を考える検討委員会を発足するための準備を進めてまいりました。現在、委員構成につきましてもテーマに沿った委員をと考え、有識者のご意見も聞きながら委員の選考に努めてまいりまして、3月下旬には委員会を発足できる予定であります。議員ご質問の公募委員の応募につきましては、1名の応募がありまして、その方をお願いをしたいと考えております。また、委員構成につきましては、町外の有識者1名、町内の各種団体の代表12名、職員公募1名、住民公募1名の15名で考えております。次に、委員会開催のスケジュールにつきましては、5、6回程度の開催を予定しており、平成24年度中に提言をいただきたいと考えております。なお、委員名につきましては3月下旬の委員会で委嘱しますので、その後公表していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 次に、加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦) 村田晨吉議員の2点目のインフルエンザの助成についてであります。インフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種として高齢者を対象とされていることから、本町では公費助成を行い、高齢者のインフルエンザ予防に努めているところであります。子供に対するインフルエンザの予防接種につきましては、国は医療専門家の見解を踏まえ、一定の効果はあるものの有効性が十分証明されないと判断しており、任意接種とされていることから、本町では公費助成による接種は行っておりません。また、今年度の患者発生数につきましては、季節性のインフルエンザであることから、医療機関において数値把握は行っておりません。学級閉鎖は2月24日現在、小・中学校合計で7クラスであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 村田晨吉議員の3点目の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣の被害につきましては、毎年5月に前年度の調査を実施していることから、平成23年度の調査結果は出ておりません。

次に、予算執行と、おりの施行状況につきましては、追い払い用花火の購

入で6,500円、侵入防止さく用で7万円であります。なお、3月中に侵入防護さくを購入し、農家の方に施行講習会を開催して、防護さくを設置してまいります。

次に、有害鳥獣などの追い払いの回数につきましては、平成23年度、猿の出没情報が33回寄せられ、その都度確認と追い払いのために出動しております。また、広域捕獲実施計画につきましては、これまでの広域捕獲の方法では猿の捕獲は難しいことから、発信機を装着した群れを対象に、猿のいる位置情報に基づき捕獲を行う計画であると伺っております。なお、本町の場合、発信機を取りつけた猿がいないため、対象外となっております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田農吉議員。

2番（村田農吉） 二つ続けて、要望というのか、させていただきます。

日本の死亡率の第4位が肺炎になっておりまして、このうちの、子供さんたちが感染されますと大変重症化されるということで、これにかんがみまして、宇治田原町では生後6カ月から小学校就学前の乳幼児に2回まで補助されております。本町におきましても実行していただけるようお願いをいたしたいと思っております。

次に、有害鳥獣問題の方ですが、来年度から京都府は、やむを得ない場合は猿の捕獲を許可されるようにされると思うんですが、町民が安心して暮らせるように努力をお願いしたいと思います。京都には有害鳥獣問題研究会という大きな組織が2年前に設立されまして、情報やいろいろなことがそこから引き出せることができます。そうそうたる面々の顔ぶれ、50人の大きな組織でありますので、利用される場合は大いに活用されるよう望みまして、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（木村武壽） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

事前に通告しております3点につきまして、質問いたします。

まず最初に、学校における防災教育について質問いたします。東日本大震災を受け、学校や地域で災害時に子供たちが自分自身の判断で身を守る力を

育てる防災教育の重要性が再認識されています。岩手県釜石市で、大震災の発生時に学校の管理下にあった約3,000人の小・中学生が全員津波から逃げ延びた事例が、「釜石の奇跡」として全国から注目されたことはご存じのとおりです。釜石市では2008年度に文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に指定され、小・中学生に対する防災教育を日ごろから推進しており、こうした取り組みが功を奏したことは言うまでもありません。文科省は平成24年度予算案で新規事業として、実践的防災教育総合支援事業を盛り込んでいます。同事業は東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的、実践的な防災教育を学校における取り組みへの支援を実施するものです。また、都道府県への委託事業として、全国から約1,000校のモデル校を募り支援を実施する予定で、3月中には募集したいとしております。

そこで次のことについて質問いたします。

かつて井手町に大きな被害をもたらした昭和28年の南山城水害の教訓を小・中学校教育にどのように伝え生かされているのか。②小・中学校での防災訓練は年何回、どのような内容で実施されているのか。③実践的防災教育総合支援事業への参加についての考え。④具体的な校舎の安全性について1点質問します。本町では既に校舎の耐震は100%達成されています。しかし地震により校舎の窓ガラスが割れ、児童・生徒がけがをする危険性はまだ残されています。防災用飛散防止フィルムの設置が本町においても必要と思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

次に、防災会議における女性の視点の重要性について質問いたします。

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書が、今、多くの地方議会から国へ提出されています。その意見書は、国の防災計画には2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性参画が明記されました。この流れを受け、地方防災計画にも女性の参画、男女双方の視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策に反映されているとは必ずしも言えません。中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれていま

す。そこで、次のことについて質問します。①防災会議における女性の視点の重要性について、本町ではどのように考えておられるのか。②本町の防災会議の委員はどのようにして選ばれたのか。また、防災会議の委員数及び男女比率についてお伺いします。③本町において過去3年間の年度ごとの防災会議の開催数及びその主な内容について、お伺いいたします。

次に、家庭ごみの指定袋導入について質問いたします。

今日私たちは地球温暖化をはじめさまざまな環境問題に直面しています。我々に身近なごみ問題では、資源の枯渇や埋立地の容量不足、焼却に伴う温暖化ガス排出など、将来の生活基盤が失われる可能性が指摘されています。平成12年5月にごみの減量やリサイクルを推進するための基本法となる循環型社会形成推進基本法が策定され、ごみ処理やリサイクルの取り組み優先順位、1、リデュース（発生抑制）、2、リユース（再使用）、3、リサイクル（再資源）が初めて示されました。私たちはこれまで安易にごみを捨てる一方通行型の社会から、ごみの発生を抑えてリサイクルを進める資源循環型社会へと移行しなければなりません。家庭ごみの指定袋制度は、住民の皆様はその指定袋で排出をお願いすることにより、家庭から排出されるごみの減量や分別意識の向上、他市町や事業系ごみの混入防止、収集作業の安全確保といった観点から、今、各自治体において導入の取り組みが進められています。そこで次のことについて質問いたします。①城南衛生管理組合を構成している各市町の、22年度の家庭ごみの1日1人当たりの排出量及び22年度の住民1人当たりのごみ処理経費について。②近隣市町の指定袋制の取り組み状況とその効果について。③本町では昨年4月より試験的に実施されている、透明袋による収集の効果についてお伺いします。④本年4月より施行される透明袋による収集の実施概要についてお伺いします。⑤今後有料指定袋への移行についての考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 岡田議員の1点目の学校における防災教育についてお答えいたします。

まず南山城水害の教訓をどう伝え生かしているかということについてであります。井手町教育委員会発行の副読本「わたしたちの井手町」に、8ペ

ージにわたり当時の写真なども添えて記載しておりまして、小学校4年生の社会科で学習することとしております。その際、両小学校とも水害を直に体験された地域住民を講師として迎え、災害時の写真などを見せながらお話しいただき、児童が実感をもって理解できるよう工夫しております。また、小・中学校ともに避難訓練や全校集会等の機会をとらえて、学校長より南山城水害などを例に挙げ、防災意識を高めるよう講話しているところでございます。

次に、小・中学校での防災訓練についてであります。各学期に1回、地震や火災を想定し、児童・生徒がとるべき基本行動を明らかにして、避難訓練を実施しているところであります。議員ご指摘の「釜石の奇跡」のように、在校中の児童生徒等ほぼ全員が的確な避難行動をとりみずからの命を守ったことから、危険に対する実践的な力の育成が重要と考えており、今後ともより一層効果的な訓練となるよう工夫を促してまいりたいと考えております。

文部科学省の新規事業であります実践的防災教育総合支援事業への参加についてであります。まだ具体的な要綱が届いておりませんので、指定要件など詳細を把握してから考えてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、参加の有無にかかわらず、今後、指定校での研究成果なども取り入れながら、町内小・中学校の防災教育をより充実させていくことが大切と考えております。

次に、校舎窓ガラスへの防災用飛散防止フィルムの設置についてであります。京都府教育委員会に確認いたしましたところ、府内の公立小・中学校では1校だけ、大規模改修にあわせて施工した例があるとのことあります。文部科学省の事業説明資料に、落下・飛散による被害を軽減する工夫の例として挙げられておりますが、設置によって破損した際に、ガラス飛散防止フィルムと一体の大きなかたまりとなって落下する恐れがあるので、専門家のアドバイスを受けるようにとも書かれておりますし、また、既設校舎に後づけする場合、張りつけ困難な箇所もあるなど、いろいろ検討すべき課題もあるようであります。今後、全国的な普及の状況を見ながら、慎重に考えていくべき課題かと思っております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 岡田議員の2点目の防災会議についてであります。一つ目の女性の視点の重要性につきましては、私どもも認識しておりまして、

彼までから各種行政委員に女性が入っていただくよう努めておりますが、今後とも女性の方々に委員の参画をお願いしてまいりたいと考えております。

二つ目の本町の防災会議の委員の選任並びに男女比につきましては、防災会議の委員の選任は井手町防災会議条例に基づき就任していただいておりますが、全員が男性であります。

三つ目の過去3年間の防災会議の開催数等につきましては、その間の防災計画は字句の修正等の軽微な改正でありましたので、開催しておりません。なお、平成24年度は今回の東日本大震災により国や府の地域防災計画が大幅に見直されると伺っており、これらに伴い本町の地域防災計画も大幅な修正を行う必要があることから、防災会議の開催を予定しております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 岡田議員の3点目の家庭ごみの指定袋導入についてのご質問にお答えいたします。

まず、城南衛生管理組合構成各市町の22年度の家庭ごみの1日1人当たりの排出量及び処理経費につきましては、家庭系可燃ごみ排出量では宇治市382グラム、城陽市483グラム、八幡市421グラム、久御山町542グラム、宇治田原町437グラム、井手町571グラムであります。また、ごみ処理経費につきましては、城南衛生管理組合へのごみ分担金では住民1人当たり1年間で宇治市が7,061円、城陽市8,049円、八幡市7,172円、久御山町9,193円、宇治田原町8,075円、井手町9,008円となっております。次に、近隣市町の指定袋制の取り組み現状と効果につきましては、現在八幡市、宇治田原町の2市町が可燃ごみの透明袋化を実施されておまして、城南衛生管理組合の資料に基づきますと、実施前と実施後の比較しますと、八幡市が1人当たり1日80グラム、宇治田原町では1人当たり1日55グラムの減量化が図られております。

次に本町での可燃ごみの透明袋化の試行による収集の効果につきましては、試行を始めた平成23年4月から平成23年12月までの9カ月間で約88トンの減量となっており、排出量も1人1日当たり31グラムの減となっております。

次に、本年4月より実施いたします透明袋による収集の概要につきましては、ごみの減量化、分別の徹底、収集作業の安全確保を主な目的としており、

透明袋化によりまして目的の達成が図られるものと考えております。また、4月1日より透明・半透明でない袋、分別ができていないもの、段ボールなどで中身が確認できないもので出されたごみは、収集しないことを基本として取り組みたいと考えております。

次に、有料指定袋への移行の考えにつきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 何点か質問させていただきます。

まず最初に防災会議における女性の視点の重要性についてでございますが、実は昨年11月22日に公明党の女性議員だけで女性の視点から防災行政総点検という調査が行われました。この調査は昨年10月1日から1カ月間、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島、この3県を除く18都道府県640市町村の防災担当部局に対して聞き取り調査を行ったものですが、この調査によると、先ほども答弁でありましたように、女性の委員はおられないというふうに本町でも言われてましたけれども、現在地方防災会議の委員に女性が登用されていますかとの質問に対しては、いいえと答えた自治体が44.2%と、多くの自治体でも女性が登用されていないというこの実体が明らかになっています。しかし、東日本大震災で地震後数日たって「困ったことは」ということで言われていることは、避難所などで女性の着がえる服はないのはもちろんですが、女性の着がえるところがないと、仕方なく段ボールで仕切られた家族の居住空間での、そこで布団の中で着がえられたというふうなことを聞いています。また、乳児のためのミルクがないということで、各市町村からミルクの支援など、また一般個人からもされたということを知っていますが、ミルクばかりが集まってきてミルクを飲ませてあげるための哺乳瓶がないとか、また哺乳瓶を煮沸する煮沸器もないと。せっかく集まったミルクも利用できない状態だったということも伺っております。これらのことは、女性でなければなかなかわからないことであると思っております。今、地域の男女共同参画センターや自治体などがこのような反省から、女性のための防災パンフレット、女性視点を反映した避難所運営の手引

など、女性の視点を反映した防災パンフレットを作成しています。本町におきましても、いつ起きても不思議でないと言われている東海・南海・東南海大地震に備え、女性の視点を大切にするため、地方町防災会議には少なくとも3割近くの女性の登用が必要と考えますので、どうかこの点につきましてもう一度前向きな答弁がいただけたらというふうに思いますので、再度答弁を求めます。

あと、透明袋のところでございますけれども、透明袋に入れてごみを出すようにお願いしていても、なかなかルールを守らないごみも出てくると思いますが、そのようなごみを収集しないでほうっておいた場合は住民の皆様にも大きな迷惑をかけると思いますが、そのようなときはどのように、それでも集めていられないのか、それをどのようにされるのかということをまずお聞きしたいと思います。

あと、要望ですけれども、学校における防災教育ですけれども、災害の起こったときの一番の教訓はということで、災害発生時には日ごろからやっていないことはできないと言われていることが一番の教訓だというふうに伺っております。どうか今後とも子供たちの安全・安心のために、子供たちが自分自身の判断で身を守れる力を育てる一層の防災教育をお願いしたいというふうに思います。

もう1点は、ごみのところでございますけれども、私も今、城南衛生管理組合の委員をさせていただいておるんですけれども、城南衛生管理組合で今年の1月12日に静岡県の磐田市にごみ収集処理の状況について視察に行ってきました。磐田市では透明の指定袋にし、そこでは地区名と氏名を、名前まで記載してごみを排出されておりました。大変厳しい取り組みであったんですけれども、なおかつ2袋までと、あとそれ以上出たものは個人でごみ収集センターまで持っていくという、直接搬入がされておりました。最終的にはそこまでの徹底さがごみを減量するには必要でないかなというふうに思いますけれども、本町におきましても今後いろいろと問題も出てくると思います。そのような先進地の事例を参考にされ、ごみ減量を推進していただきいと、ごみ減量の取り組みが軌道に乗るにはこれからも何度も何度も広報誌や直接住民への説明、お願いが必要となると思いますが、きめ細かい対応をよろしくお願いたしまして、私の質問を終わります。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治） 岡田議員の1点目の防災会議等に女性をとというご質問でありますが、先ほども答弁で答えさせていただきました。女性の視点の重要性については十分認識をしております。この防災会議につきましては、条例で防災条例が制定されていますので、そこにいろいろな機関名で委嘱をしております。ただ、ことし、先ほども言いましたように、東日本大震災の関係で大幅な修正が行われるというように聞いておりますので、その時点で防災会議も開催をしていくという予定をしておりますので、その時点で女性の視点をどう入れていくかというのを今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） ごみの減量化についてのご質問にお答えします。ごみ減量化検討委員会でもまず住民各位の意識づけを十分されたいというような議論もありまして、まずは広報等を通じて取り組みを行っております。徹底をどれだけできるのかというのが我々も課題と考えておりまして、そのあたりには十分力を入れていきたいというふうに考えております。なお、ごみの収集につきましては、基本としては中身等の確認できないものにつきましては収集しないというような考えで進んでいきたいというふうに考えております。

議長（木村武壽） 以上の答弁でよろしいですか、岡田議員。

4番（岡田久雄） はい。

議長（木村武壽） この際、暫時休憩します。1時20分。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時20分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、森田泰雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田泰雄議員。

6番（森田泰雄） 6番、森田泰雄です。

既に通告しております白坂地区開発についての進捗状況についてであります。

「住んでみたい、住み続けたいまち」を目指して、合言葉に住民参加のまちづくりを財産に取り組んでおられる町職員の皆さんには、感謝申し上げるところでございます。また、最近ＪＲ奈良線全線複線化に弾みのつく京都府・ＪＲの記者会見もあり、井手町議会でも交通対策特別委員会が開かれ、詳細については報告のあったところでございます。しかし、毎日が少しずつではありますがものの人口の減少はとめることができない困った現実の問題があります。その問題を解決するために、町外からの有識者と町内住民団体の代表者からなる検討委員会なるものが動き出そうとしているところではありますが、働くところがなかったら先が見えない闇であると思います。

そのためにも白坂地域の開発についての現状の進捗状況及び今後の見通しをお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 森田議員の白坂地区開発の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、白坂地区開発を進めるに当たりまして、本町として最大の課題でありました排水問題は、本年春に国土交通省施工の下ノ浜樋門の改築が完了する予定でありまして、大きく前進したと考えております。また、道路につきましては、現在京都府において開発地に接続する国道３０７号青谷バイパスの工事を進められており、開発区域内については、開発者との間で施工区分などの協議が行われているところと伺っております。さらに、埋蔵文化財調査につきましては、城陽市と井手町において平成２４年度から実施する予定となっております。

白坂開発につきましては、城陽市地域とあわせて約２０ヘクタールの開発計画でありまして、そのうち井手町側は小字北山、堀畑、西白阪など約１０ヘクタールの計画であります。議員ご承知のとおり、当地域は市街化調整区域であることから、現在開発が可能となる市街化区域に編入するための都市計画法上の手続の準備をしているところであります。本町におきましては、城陽市とも調整しながら都市計画法に基づく区域区分や用途・地区計画など都市計画の原案を作成する作業をしておりまして、作成後は井手町都市計画

審議会への報告や地元説明などの手続を進め、その後京都府とともに都市計画決定のための手続を進めていくこととなります。この手続につきましては、原案作成後順調に進めば約1年と伺っております。また、開発者とは開発の下協議を進めているところであります。本町といたしましては、関係機関と連携のもと、地元のご理解とご協力を得ながら雇用の場の創出、人口の定着、税収の確保などにつながる開発となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

6番（森田泰雄） よろしいです。

議長（木村武壽） 次に、丸山久志議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

9番（丸山久志） 9番、丸山久志です。

それでは、通告しております2点について、お伺いをいたします。

まず1点目ではありますが、入札時における最低制限価格についてであります。本町では入札の際、ダンピング防止ということで最低制限価格が設定されておりますが、町内の業者の方から、井手町の最低制限価格が低すぎるのではないかというような意見をお聞きしております。民主党政権のもと、コンクリートから人へという大変耳ざわりのよい政策により、公共事業が大幅に削減され、井手町の基幹産業である建設業は瀕死の状態であると言っても過言ではない状況にあります。倒産や廃業により業者数も減り、雇用もままなりません。談合防止ということで設計価格が公表され、一定の成果は収めておりますが、国や府のレベルよりも最低制限価格が低いため、できる価格ではなく仕事をとれる価格で応札しているという声をお聞きします。一つの工事単体としてなら施工はできるが、会社を維持していく経費が出てこない状況にあるということです。本町として最低制限価格の設定について、どういふふうにお考えかお伺いをいたします。

2点目に、玉川の桜の維持管理についてであります。第4次総合計画の中で、観光入込客50万人という目標を掲げておられます。実現すれば、町の活性化につながると大変期待をしているところでありますが、現在最も多くの方が井手町を訪れていただいているのは、玉川の桜まつりの時期だと思

のでありますが、桜の木の寿命は50年から60年だと伺っております。現在の玉川の桜の樹齢はどれぐらいでしょうか。

また、50万人達成のためにはぜひとも維持しなければならない財産であると思うわけではありますが、今後新たな植樹などが必要と考えますが、いかがですか。また、観光入込客50万人達成のためには、そのほかにも新たな施策が必要と考えますが、どのような構想を持っておられるのかお聞きいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の入札時における最低制限価格についてであります。議員ご指摘のとおり、建設業を取り巻く状況は、建設投資額のピークは平成4年度で約84兆円、平成22年度では約41兆円であり、ピーク時と比較しますと約51%の減となっており、大変厳しい状況であると考えております。国においては会計法に最低制限価格制度が認められていないことから、ダンピング受注や不良・不適格業者などの排除のため、低入札価格調査制度を採用しており、その基準価格の設定に当たっては平成23年4月に改正、公表された中央公契連モデル式により算出され、設定範囲は予定価格の70%から90%となっております。また、京都府においては1億円未満の工事に最低制限価格を設定しておりまして、その設定に当たっては中央公契連モデル式をもとに工事の難易度などの補正を加えて算出しており、設定範囲は予定価格の70%から90%となっております。なお、最新の公表されている京都府建設交通部の単純平均落札率は82.8%であります。

次に、井手町では工事金額や工事内容により低入札価格調査基準価格及び最低制限価格のいずれかを設けておりまして、低入札価格調査基準価格は予定価格の60%に設定しております。また、最低制限価格については公表しておりませんが、平成23年度の土木工事での平均落札率は約80%であります。なお、平成23年度に公表されている近隣市町の最低制限価格は市町村別平均で予定価格の約70%から79%であります。

今後につきましては、最低制限価格の設定に当たり、中央公契連モデル式

を参考にしながら近隣市町の動向も踏まえまして見直しを検討するなど、地元建設業の安定経営につながるよう進めてまいりたいと考えております。

2点目の玉川の桜の維持管理についてであります。まず現在の玉川の桜の樹齢につきましては、南山城水害後植えられたもので約50年が経過しております。桜の木の寿命には多くの説がありますが、調査を依頼した樹木医によりますと、おおむね100年程度とも伺っております。平成21年度に京都樹木医会による桜の樹勢や健康状態の調査を行い、その結果に基づき、枯れ枝の剪定や小枝の除去などの若返り対策を実施したところであり、今後も専門樹木医と相談しながら見守っていきたいと考えております。

次に、今後の新たな植樹につきましては、井堤保勝会などと相談しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の新たな施策につきましては、玉川の名水を守る会によりまして2カ年にわたり植栽していただいたヤマブキが成長し見ごろとなってきていることから、ことしよりライトアップする予定でありまして、桜の後のヤマブキの淡い情景を楽しみに交流人口がふえることを期待しております。また、本町には山背古道をはじめ、都市近郊にありながら棚田の風景や清流に生息するゲンジボタルなど豊かな自然や歴史資産など多くの地域資源があることから、平成24年度より新たに歴史と自然が薫る道づくり事業やまちづくりセンター椿坂前に多目的に利用できる公園の整備を行うほか、この公園が玉川にすることから、京都府に玉川の堤防などを活用した水辺に親しむ空間づくりの事業を要望しております。また、まちづくりセンター椿坂から玉川まで一体的に整備ができるものと考えております。その他、イベントの開催や観光情報の発信などを進めながら、観光入込客の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

8番（村田忠文） 8番、村田忠文です。

事前通告しております2点について質問したいと思います。

まず1点目に、ごみの減量化についてであります。ごみ袋の透明化の完全

施行を平成24年4月1日から実施される予定と伺っておりますが、町公報しでもごみ減量化の特集を掲載されています。ごみ減量化の取り組みについてですが、本町は城南衛生管理組合の3市3町の中で1人当たりの家庭系可燃ごみの料が最も多く、管内平均を上回っていると聞いております。なぜ本町が平均を上回っているのか、原因はどこにあるのか、また本町人口は減少傾向にある中でごみの量が減っていないのはどこに問題があるのか。そこで、本町のごみ行政について、以下の点をお伺いします。

一つ目に、ごみの減量化及び透明袋についてであります。燃えるごみ袋透明化により、燃えるごみと資源ごみやその他ごみとのさらなる分別について、本町はどう考えているのか。また、今後、分別ができていないごみの収集について、委託業者や役場直営の職員にはどのような指示をしていくのか。例であります、黒いごみ袋で出された場合などあります。それに、住民に対しての説明はどのような方法でしていくのか。

二つ目に、事業系一般廃棄物についてであります。透明袋化によりさらなるごみ減量化を目指すため、現在商工会で販売している事業系一般廃棄物の取り扱いについて、今後変更はあるのか。また、事業系一般廃棄物に対しての事業所への指導の状況はどうか。

三つ目に、墓地のごみについてであります。墓地のごみが年々増加し、墓地で出た以外のごみもあり、不法投棄も見られるが、その対策はどうされるのか。

四つ目に、有王地区のごみ収集についてであります。当地区での燃えるごみの収集については、収集カレンダーにも載っていないようですが、地域の方はどう処理されているのか。なぜ燃えるごみを町で収集していないのか。

五つ目に、ごみ出しによる安否確認についてであります。本人の登録制により、日々のごみ出しを収集職員が確認することにより、独居の高齢者の方や高齢者夫婦の健康管理、また生活状況や安否の把握ができる仕組みづくりを考えることはではないでしょうか。

大きく二つ目に、狹隘道路についてであります。町内には幅員の狭い道路に面した住宅も多いですが、これらの住宅は建築基準法により建てかえなどが制限されています。道路幅が1.8メートルから4メートル未満の場合、建てかえなどの際に道路中心線から2メートルの道路幅を確保できるよう敷地の後退が義務づけられていますが、後退した分の用地の税制面の取り扱い

はどのようにされているのか、お伺いします。

また、後退の整備工事に係る費用についても、補助制度を設けている自治体もあるとお聞きしますが、井手町の場合どのようになさっているのかお伺いいたします。

接する道路幅員が1.8メートル未満の住宅の場合は、新たに幅2メートルの接道を設ける必要があるそうですが、そのようなケースなどでは、何らかの支援策が必要と思われませんが、考えをお聞かせください。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 村田忠文田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のごみの減量化についてであります。まず、可燃ごみと資源ごみやその他ごみとのさらなる分別につきましては、透明・半透明ごみ袋化によりごみの中身が見えることによる分別意識の向上や、資源ごみの分別、水切りなどの徹底によりごみの減量化が図れるものと考えております。

次に、分別ができていないごみの収集につきましては、黒いごみ袋や中身の見えない袋などで出されたごみは、黄色い注意シールを張って注意を促すとともに、ごみステーション附近住民への協力依頼などを行い徹底に努めたいと考えております。

次に、住民に対しての説明につきましては、透明袋化試行前の平成23年2月から3月にかけて、住民説明会を開催し、また、平成23年12月にはごみ減量化対策検討委員会におきまして、各区長に透明袋の完全実施に向けた説明をするとともに、「広報いで」によりましてごみの分別や減量化への特集を掲載していること、並びに町広報板及びごみステーション附近に4月1日より透明袋化完全実施することを徹底するためのポスター掲示をするとともに、さらに平成24年3月号の「広報いで」で表紙に写真を使いわかりやすく特集を組んで、周知を図って参りたいと考えています。そして、3月1日よりごみ収集車から音声による透明袋化完全実施の案内を行っております。

次に、現在商工会で販売している事業系一般廃棄物の取り扱いの変更につきましては、基本的に事業系ごみは事業者が処理することとなっております。

が、商店など発生量の少ないものについて、井手町指定の有料ごみ袋にて処理をしているものでありまして、従来どおり商工会に委託し、必要な事業者に対し販売していただくものとして、現在のところ変更は考えておりません。

次に、事業系一般廃棄物に対しての事業所への指導の状況につきましては、直営はもちろん、委託業者から明らかに事業系ごみが出されているとの報告を受けたときは、産業環境課から直接事業所に出向いて、事業系ごみの出し方についての指導をしており、今年に入って2件の事業所を指導してきたところであります。また、平成24年4月には商工会の会議に出向いて、事業系廃棄物の処理法など説明する予定となっております。

次に、墓地でのごみの不法投棄対策につきましては、墓地のごみステーションは無人であることから、不法投棄防止の看板を設置して注意喚起をしているところであります。

次に、有王地区の可燃ごみの収集につきましては、自家処理が基本として行われてきましたが、近年月1回の不燃ごみの収集日に可燃ごみも出されることがあり、そのときには収集しているところでありますので、来年度より可燃ごみの収集も検討しなければならないと考えております。

次に、高齢者の健康管理や生活状況、安否の把握できる仕組みづくりにつきましては、ごみ収集の作業員は限られた時間の中で安全で確実に作業をしなければならないこと、並びにごみステーションでの収集が多い本町の場合、収集業務中での安否確認のできる体制づくりは困難と考えております。

2点目の狭隘道路についてであります。幅1.8メートル以上4メートル未満の道路で、本町で建築基準法が適用された昭和46年以前に2軒以上の建物が立ち並んでいた行きどまりでない道路については、建築基準法の規定でいわゆる2項道路と呼ばれておりまして、これに指定された道路については道路中心線から2メートルの位置に敷地の後退が義務づけられ、塀などの工作物の設置については行うことはできません。また、後退した分の用地の税制面の取り扱いにつきましては、後退部分の土地を道路用地として寄附をしていただくことが可能な場合や面積を確定し道路区域とする場合につきましては、固定資産税は非課税としております。なお、境界確定や分筆登記に必要な費用につきましては、所有者の負担となります。

次に、後退の整備工事に係る費用につきましては、本町では補助等の制度はありません。また、2項道路に指定されていない幅員が1.8メートル未

満の住宅については、原則として建てかえをすることができませんが、いずれも重要な課題であると認識しておりまして、近隣市町村の状況を調査し課題の解決に向け研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

8番（村田忠文） 1点目のごみ減量化のことなんですけども、前向きな答弁もいただきましてあれなんですけど、あと、ごみの分け方ですね、各家庭に置かれている出し方のところで気になるのが、この下に古紙、段ボール、雑誌、新聞等が資源ごみとしてというふうな形でなっているんですけども、燃やすごみの中に紙くずとかそういったものがそっちに入って入るように思うんです。ほかの町の事を聞いてますと、その辺、パッケージの小さい段ボールの箱とか紙ですね、紙もこっちの古紙の方でいけるんじゃないかなと思うんです。それを分けたらかなり燃やすごみの減量化というのは図れるように思いますので、できたらこの古紙、段ボール、雑誌、新聞のところをそういった紙くずもくちやくちやでなければとれるような、何か明示があれば減量化に進むんじゃないかなと思っております。

2点目の狭隘道路の件なんですけども、やっぱり道の大切さというのもあると思うんです。日々の通行とか日照、通風、採光の確保をするための空間であったり、火災・地震時の避難、救助活動のための空間であると思います。救急車等、消防自動車の進入も入れない道が町内にはかなりあろうかなと思います。そういった意味でも、よりよいまちづくりを進めていく上で大切なことだと思いますので、しっかりと考えていってほしいと思います。また、一般住民に対しても、この法律の説明を行って理解・協力を得られるようお願いしたいと思います。これもまた若い人らがそこの町で建てかえて住もうと思う部分にも、転出のストップにもなるかなと思いますので、どうかしっかりと考えたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） ただいまの村田忠文議員のご質問にお答えします。

紙くずという表現をされております。雑紙として基本的に再生資源として取り扱っているというところがございますが、広報等まだわかりにくいと言うことがございますので、表現方法等検討して対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（木村武壽） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

それでは3点にわたって一般質問を行わせていただきます。

1点目はJRの奈良線の複線化問題です。1月30日に交通対策特別委員会が行われまして、JR奈良線の高速化・複線化第2期工事について、2012年度に調査を行うという説明がございました。JR奈良線の高速化・複線化については住民の長年の要望であり、公共輸送機関としてJRも努力をすべき課題でありますし、国の支援も不可欠であります。府や沿線自治体も適切な負担をしつつ、当然行わなければならない事業であると考えています。しかし、あくまでも事業の主体は民間企業であるJRであり、企業の営利活動の一環であります。安全性を確実に確保しながらも事業費はできるだけ抑制をし、公的資金の投入は合理的な範囲にとどめるべきであると考えています。京都府の予算では調査費総額は3,000万円で、JR・府・沿線市町は3分の1ずつの負担というようなことですが、本町及び他の市町のそれぞれの負担割合と額、その算出根拠を伺います。97年から2001年にかけて実施された第1期事業では、総額163億円のうち、JRは50%、府は25%、沿線市町が25%という割合でありましたが、そのときの調査費の負担割合というものはどうであったのでしょうか。今回調査費が3分の1ずつということで、事業費の本体も3分の1ずつということ的前提にするということになるのでしょうか。そうなると、第1期の工事よりも公費の負担割合がふえることとなります。第2期工事の事業費総額と負担割合の見通しはどうなっていますか。町内では山城多賀駅と玉水駅間の複線化が実施される計画ですが、この短い区間で電車が行き違うということはあまり考えられません。全線複線化へつなぐ意義は理解できますが、本体工事だけならば多額の血税をつぎ込んで10年もの年月を費やして、結局電車は多賀駅や玉水駅で退避をするということになりますと、第2期工事で本当に実施すべきだっ

たのかという疑問が住民には残ってくるという可能性もあると思います。しかしながら、玉水駅と周辺の整備を同時に進めるというのであれば、住民の満足度は格段にアップすると考えます。東口を設置し橋上化するというのであれば、エレベーターも必須であります。玉水駅前のロータリーの整備や多賀地区の前川沿いの高架下の町道拡幅も、この機会を逃してはできないと考えます。玉水駅にエレベーターを設置するというのであれば、橋上化以来住民に不自由を強いている山城多賀駅にもエレベーターは確実に必要であります。町長のお考えを伺います。

現在、町内のロングレール化が行われておりますが、残り延長は何メートルあるのでしょうか。複線化工事を待って、かえって町内全域のロングレール化がおくれるということのないよう、JRと協議されることを求めます。

JRが民営化されてからも、全国的に見ますとJRの敷地が国有地のままという部分が残っていると聞いていますが、井手町内の場合は軌道や駅舎の敷地はすべてJRの所有になっているのでしょうか。JRの軌道敷地や駅舎は固定資産税の優遇措置がされていると思いますが、どのように軽減をされているのでしょうか。都市計画税は課税されているのでしょうか。踏切部分の所有は、町道と交差する、府道と交差するような場合、この部分は所有関係はどうなっているのか、占用料などが納められているのか、現状はどうなっているのか伺います。

2点目に公契約条例についてです。本町では談合事件を教訓に入札の改善が一定進められまして、予定価格の事前公表、一般競争入札や郵便入札の導入、低価格入札の調査制度など行われてきました。しかし、最近では建設不況の深刻化の中で、低価格入札価格のひずみが下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金の低下を招く状況になっています。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されるよう、国も自治体も必要な措置を講ずるべきであります。自治体ができる一つの方策としては、公共事業を受注する元請企業に対し、二次請け、三次請けも含め、従業員の賃金の最低基準額等を義務づけるということがありますが、これが公契約条例の中身であります。公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図って地域経済に寄与するために本町でも取り入れてはどうかを伺います。

いち早く2009年に条例を制定した千葉県野田市では、公契約条例に基

づく各職種の最低賃金が、現場に掲出をされております。二次請けの方も三次請けの方も、労働者の方は最低賃金以上ちゃんと支払われているのかということを見ずから目で見確認ができるようになっております。京都府もことし公契約大綱をつくる方向であると伺っております。公共工事の設計労務単価というものがありますけれども、それを調べますと、10年前、2001年で大工仕事というのは2万1,400円、日額ですが、左官工の方で1万9,800円というふうになっていましたが、10年たちまして大工は1万6,200円、75.7%にダウンしております。左官工では1万5,300円、77.3%にダウンしています。しかも、国交省がその表を出してはいますが、「設計単価は設計の積算用であって、下請け契約や雇用契約での労働者への支払を拘束するものではない」とわざわざ書いてありまして、下請け労働者はもっともっと低い単価で働いておられるのではないかと思います。町の公共事業でこういうワーキングプアを生み出しているような状況であれば、これは問題であると考えます。町は、町発注の公共事業での労働者の単価を把握しておられますか。施工台帳を提出させて二次請けや三次請けの契約内容も把握できるようにされているのかどうか伺います。

2005年に制定されました公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法では、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮する総合評価方式により、価格と品質が総合的に優れた内容の計画を目指すということに趣旨がなっておりますが、本町では総合評価方式による入札が行われているのでしょうか。法の趣旨が生かされているか伺います。

異常な低価格入札を適正化するために最低制限価格の算定方法の見直しや、低価格入札調査制度の調査基準価格の引き上げなど、見直しを行うべきと考えますが、いかがですか。

今、試行されております電子入札制度について、本町において課題はないのか伺います。

3点目です。消防団の活動についてです。消防団員の皆さんの活動はみずからの仕事を持ちながらも警戒活動、訓練、いざというときには出動と常に気を抜けない活動で、日ごろのご奮闘に心から敬意を表するものであります。しかし、出初式の日には地域に寄附を募られるというのが恒例になっており、負担に感じておられる住民も多々あります。中には、ことしお聞きした例では、午前中に寄附を集めに来られた団員さんにお断りをしたのに、午後から

また別の団員さんが来られて困惑したというような苦情も聞いております。わずかずつでも地域がこぞって寄附をされたら多額にわたりますので、使途を明らかにしてほしいという声も聞いております。改善が。地域によっては個人の寄附額を公民館に張り出されているというところもありまして、これはもう改善が必要ではないかと考えています。どの地域も寄附の要請に各戸回っておられるというわけではなくて、公民館で寄附の受け付けだけしておられるという地域もある。それはよくわかっておりますが、住民は常備消防の負担金も当然税金から支払っています。団活動に必要な経費であればあくまで公費で賄うべきものであって、強制的と受け取られるような寄附の要請は改善するよう、町からも指導するべきではないか伺いたいと思います。

以上であります。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治） 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目のJR奈良線複線化問題についてであります。先ほど中坊議員にお答えしておりますので、重複しない質問のみお答えいたします。

まず、調査費総額のうち、市町の負担割合と額、算出根拠につきましては、均等割10%、人口割35%、乗車人員割15%、駅数割20%、路線延長割20%からなっております。井手町は6.7%で201万円、京都市は38.46%で1,153万8,000円、宇治市は28.44%で853万2,000円、城陽市は13.59%で407万7,000円、木津川市11.68%で350万4,000円、宇治田原町は1.13%で33万9,000円です。

次に、第1期工事の調査費の負担割合につきましては、総事業費の中で調査が行われておりますので、調査費だけの負担割合は不明であります。

次に、町内のロングレール化につきましては、JR西日本に聞きますと、駅構内を除きすべての区間で既に終わっているとのことあります。

次に、町内の軌道や駅舎の敷地につきましては、踏切部分等を除き国有地ではありません。

次に、JRの軌道敷地や駅舎の税の軽減につきましては、地方税法で規定されており、当該鉄軌道用地の沿接する土地の価格の3分の1に相当する価

格によってその価格を求めることとされていることから、それらをもとに固定資産税、都市計画税を課税しているところであります。

次に3点目の消防団の活動についてであります。議員ご指摘の寄附活動につきましても、町が関与すべきものではないと考えております。なお、谷田議員からご質問があったことについては、消防団に伝えさせていただきます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 谷田議員の1点目のご質問のうち、私の関係する踏切部分の所有関係と占用料の現状につきましては、町道における踏切部分は6カ所であり、平成17年3月に法定外公共物の譲与を受けるまでは国や京都府、JR用地でありましたが、いずれにも使用料の支払いはしておりませんでした。その後、地方分権一括法に基づき、国有地の譲与を受け、国有地が町有地となった以降も、JRより占用料を徴収しておりませんし、京都府やJRに使用料の支払いもしておりません。なお、周辺自治体も本町と同様の取り扱いと伺っております。

続きまして、2点目の公契約条例であります。まず、町発注の公共事業での労働者の単価を把握しているかにつきましては、町内業者に聞くところによると、作業員への支払い額は1万2,000円から1万5,000円の範囲であると伺っております。したがって、賃金の最低基準額などの義務づけは、賃金の引き下げにつながるおそれも考えられますので、条例化につきましては考えておりません。

次に、施工台帳を提出させて下請けなどの契約などが把握できているのかにつきましては、建設業法により必要な場合につきましては施工体制台帳などにより下請けとの契約内容を確認しております。

次に、総合評価方式による入札が行われているかにつきましては、現在行っておりません。

次に、最低制限価格の見直しや低入札価格調査制度の調査基準価格の引き上げなど、見直しを行うべきではないかにつきましては、先ほど丸山議員にお答えしたとおりであります。

次に、電子入札制度についての課題につきましては、現在行っている試行

の中では特にありません。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） JRの複線化問題ですけれども、1期工事のときの負担割合というのを見てみますと、本町は6.92%で2億8,000万、当時負担したんです。これは総額163億円の工事やったんですけれども、今の調査費だけの負担割合を見ていますと、この当時の京都市の負担割合、宇治市の負担割合等とあまり変わらないように思うわけですけれども、そのときは市町は25%でいいですよという形でこの負担割合だったんですよ。今回、調査費、3分の1なんですよね。それでこの割合でほとんど変わらないというのはどういうことなのかなと思うので、もう少し説明をいただきたいなと思いますけれども。これ全部足して、幾らになるんですかね。前回のときは事業費は163、今回午前中に答弁あったので、多い方を見込んだら400億でしょう。そんなら2倍以上ですよ。そうすると、同じ割合でいっても2.5倍ぐらいかかるわけですから、本町が2億8,000万かかったものの2倍以上、2.5倍ぐらい、5億6,000万ぐらい、7億ぐらいかかるかも知れないな。それは市町が25%の場合ですよ。今度、調査費は33%ですよ、3分の1になるから。ほんなら、前回調査費は事業費の中に含んでいたということやから、調査費としても25%でやっていたわけですよ。今回33%ですが、このままいくとやっぱり総事業費もJRの負担がずっと下がって、府や市町の割合が上がるんかという気がするんですけれども、その辺の話し合いはどうなっているんですか。前回の井手町6.92%というのが今言ったような均等割と人口割と乗車割、駅数割、延長割という、そういう計算でやったのかどうかというのが、私はちょっと覚えておりませんので、その辺ももう1回。前回の事業費の割合というのはどういう割合で出したのかということをお聞きしたいと思います。

それで、JRはかつては日本国有鉄道で国民の財産だったんですね。それが民間にしたときに、すべて駅も線路も全部引き継いでいるわけです。それで民間としてやっている。ほんま言うたらものすごくこれまでの国民の財産を多額に引き継いでいるわけですから、これ以上民間でやっていくのに公的

にもっと援助しろ、もっと援助しろというのは本当に虫がええんじゃないかというふうに思うわけです。ただ、公共性のかんがみて適正な負担をすることなんですが、新聞記事の中には沿線市町が寄って事業費の抑制についての話があったかのような記事も見かけたんですけれども、総事業費の抑制とかそういう公費負担の適正さということについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

それと、公契約条例についてですけれども、義務づけからかえって引き下げられるというお話がありましたけれども、1万2,000円から1万5,000円という値段が一体どの仕事を指して言っておられるのかというのが非常にあいまいですのでもわかりませんが、本当に設計業務単価見ただけで、そんな額では足らんわけです。1万2,000円やら1万5,000円というのと、設計労務単価より低いわけですよ。今、大工さんで言うたら1万6,200円と、こんなんでやれるんかと思えますけれども、それよりも今おっしゃった価格は低いわけです。何でそれが引き下げにつながるのかというのがよくわかりません。町内で大体、例えば大工さんやったら、左官さんやったらという、一番わかりやすい例を挙げてみたんですけれども、その額が1万2,000円や1万5,000円というふうにおっしゃっているんですか。それやったら、設計労務単価どおりに公契約条例をつくったら、何にも引き下げにならないじゃないですか。これ、意味わからないのもう一回説明をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 谷田議員の1点目のご質問の市町村の負担割合の額算出根拠につきましての、前回、1期工事の割合はどうであったかということでございますが、先ほど担当理事がお答えしたとおりと同じ、1期工事も算出根拠でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) ただいまの公契約の関係のご質問でございますが、ご質問の中でもありますように、町は町発注の公共事業ということで、現在発注している土木工事を中心に調査をしたところ、先ほど申したとおりでございます。なぜ引き下げにつながるのかということにつきましては、最低賃金を

決めるに当たっては、最低賃金制という制度もございまして、この中で建設作業員というふうにならわっている部分があります。それを計算しますと1時間当たり751円で、8時間にしても6,008円になるというようなことも考えまして、つながっていくんじゃないかという意味でございまして。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 算出根拠以外のご質問、JRのご質問にお答えを申し上げます。

1月26日の新聞でもご存じかと思いますが、今回のJR西日本と京都府、沿線自治体とで調査についての合意がなされて、調査が24年度から始まるわけですが、JR西日本の基本的な考え方は「共同で調査するのは事実であるが、複線化についてはまだ合意していない、調査結果を踏まえて検討していきたい」ということではございますので、まだ詳細については調査が終わった段階で合意をしていくということではございます。

議長(木村武壽) 再質問。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 先ほど、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、宇治田原町、井手町とこういう負担割合を示されたやつを足すとそれは100%であって、沿線の市町村が負担する額を割っただけですから、それは前回と今回変わらない、パーセントの上では。せやけど、総額から見た割合ということになりますと、前はJRは50%持って府が25%で沿線が25%という率やったわけですから、その25%の額にさっきの率をかけたものがそれぞれの市町村の負担額だったわけです。今回はまだ調査費だけですが、調査費は3分の1ずつやと言うてるわけでしょう。JR3分の1、府が3分の1、沿線市町村が3分の1の部分の、そこをさっきの率で掛け算した金額が井手町と言うたらその額になるということですから、やっぱり前回よりも負担割合が沿線市町村は上がっているということになるわけです。前は25%のその割合やったのに今回は33%のその割合でしょう。今回調査費ですから3,000万です。わずかです。せやけど、今度総額300億、400億というのが出てきたときに、同じ割合でやられたら、前回の1期工事よりも格段に

沿線市町の負担額がふえますよ。33%の、分母がですよ。割る分母が、パイが25から33にふえるわけですから、それを同じ率で掛けるということになって、総額も前回163億が、今度300億とか400億になるわけですから、かなりな額がふえるわけです。何でそういう率が変わったのか。そこら辺がわかりません。どうして前回並みの率でいこうという、そういう主張にはならなかったのか。今回調査費だけですけれど、いろいろ検討して合意に至ったということですから、町長、その合意の経過はおわかりやと思いますけれども、3分の1ずつという負担に異論はなかったんですか。どうですか。町長、その辺の経過をぜひお聞かせいただきたいし、できるだけ抑制していただいて、JRは適正な負担をしてもらうように要求してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) 私も東京へ行きますとよく聞かれるのが、京都奈良間、当然全国の方は複線になっていると、こういう考えです。ところが、ずっと単線であって、平成9年度からの1期工事で初めて部分複線になった。驚かれるわけなんです。なぜ古都二つを結ぶこの奈良線が単線だったのかと、こういうことであります。そこで思われるのが、ああ、嵯川府政が長いこと続いたからやろかな、こういうことになるわけです。ですから、30年代、特に40年代、この高度経済成長のときに全国の単線が複線になり、そして津々浦々まで線が延長され、こうした時代であったんです。ところが京都の場合は、奈良線はもちろんですし、関西本線、山陰本線、片町線、すべて複線にならなければならない時代、ずっと単線だったんです。奈良線も電化になったのが59年、これは林田府政になられたときに初めて電化になった。9年、荒巻府政のときに部分複線が始まったと、こういうことなんです。谷田議員が評価されている嵯川府政のときに、そういう理由があった。これが大きな原因であるわけです。遅まきながら複線化に取り組んでいるわけですが、今回この2期の工事のときも、JRの方は本来はやりたがっていないわけです。複線工事については。それは谷田議員もここで言われているけれども、民間企業で企業の営利活動、いわゆる利潤を当然求めているわけです。国鉄のときとは違って。この奈良線はこのままだって赤字だと。将来的にもなかなか厳しい、こういうことであるわけです。ですから、今回この2期工事

のときに最初 J R から示されたのは、J R 藤森宇治間、まずこれの調査、こういうことだったんです。それでは我々の求めている全線複線には全然進まんと、こういうことで、京都府の方も頑張ってくれて、次に示されたのが城陽までと、こういうことなんです。我々は危機感を持って、城陽までで調査だって、そこまでの整備が終わったとしたら、もう永久に城陽以南は複線化されない、こういう危機感があったわけで、私もこの 1 2 月、1 月ずっと府に行き、あるいは J R との折衝を含めてやってきた経過があるわけですが、最終的には何としても城陽以南で調査区間を持ってほしいと、こういうことを強く言いましたし、京都府もかなり頑張ってくれまして、結果的には山城多賀玉水間と棚倉のこの間が調査区間に入っております。しかしこれもまだ調査区間でありまして、先ほど副町長が言いましたように、整備はどうなるか、これはまたこれからの折衝と。その前提となったこの調査費の持分ですけれども、最初 J R は J R 藤森から宇治間ということで、それで 3 分の 1 と、こういう出し方をしてきておりまして、以前の状況のときは確かに言われているように J R が 2 分の 1 で京都府が 4 分の 1、沿線が 4 分の 1 と、こういうことだったけれども、今回は始めからこれでいきたいと、こういうことで最終的にはそのまま先ほど言いましたような負担額になったと、こういうことであります。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 谷田 操議員。

1 1 番 (谷田 操) いろいろ説明を聞いても、公共輸送機関の責務ということから言っても、それは J R ももっともっと努力もしてもらいたいし、それに我々としてもやれる範囲頑張らなあかんと、それはわかるんです。せやけども、J R と言いますと、工事も地元にはなかなかおりてこないわけです。特別な技術が必要やとか言うて、下請け業者に至るまで J R の関連の業者が入るというようなことで、なかなか地元にお金が落ちないんです。そんな中での工事ですから、できるだけ J R にもしっかり努力もしてほしいということは、言うべきことはちゃんと言ってもらって、それで我々としても自治体がやるべきことはきちんとやる、それにあわせてまちづくりの整備は当然町がしっかりやっていくということは、ぜひ今後の総額を決める話し合いにおいても、ここは頑張ってもらいたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議長（木村武壽） これにて一般質問を終結します。

この際、暫時休憩します。時間は２時３０分、ちょっと短いですが、トイレ休憩でお願いいたします。

休憩 午後 ２時 ２５分

再開 午後 ２時 ３０分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に日程第５、議案第８号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（議案第８号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより、議案第８号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決いたします。

議案第８号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。

よって、議案第８号は同意することに決定しました。

次に、日程第６、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（諮問第１号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は意見なしと決しました。

次に、日程第7、議案第6号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦)

(議案第6号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時17分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 今回、介護保険料改正で値上げになるわけですが、そのモデル的に、65歳以上の夫婦2人で年金額これぐらいというふうな方で、幾らだったのが幾らになるというのは、そういうモデル例はつくっておられないのでしょうか。ご説明をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

モデル例ではございませんが、所得段階別の上昇率といたしまして、月額で申しますと基準額、1.0の方ですと月額616円が上昇となってまいります。各世帯でというより、それぞれに対して負担区分が決まっておりますので基準額で対比いたしますと月額616円程度上がるということでご理解

願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 介護保険というのは一体個人にかかる保険料なのか、世帯にかかる保険料なのか、どっちなんですか、これは。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

介護保険につきましては、65歳以上の方、第1号被保険者で申しますと、それぞれお一人お一人の状況について課税するものでございまして、世帯ではなく個人の課税となっております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) そしたら、例えば家庭の奥さんを考えますね、国民年金しかもろてはらへんと。満額でも6万6,000円ですよ。5万円以下の年金額の人、多いですね。じゃ、個人にかかるいうても、そのときにだんなさんが厚生年金もうてはるとか、息子が収入があるとか、そういう世帯の状況によって、これやったら全然その方の介護保険料の料額が違ってくるじゃないですか。それはどういうふうに考えているんでしょうか。そうじゃないんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章) 先ほど申しましたそれぞれの家庭の中でということですが、先ほどの全員協議会の資料の7ページにございまして、そのご家庭が住民税世帯非課税であるか、また課税世帯であるかで、それぞれの状況が異なっておりますので、それに合致した負担区分という割合で設定させていただいております。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

今回の第5期の介護保険の保険料ですけれども、井手町では15%程度の値上げということで、基準額については他の市町村と比べてそんなに井手町だけ高いということない、低い方から3番目というような説明もありましたけれども、基準額だけでははかれない、どこで区分をするかということとか、本当に収入に応じた段階で保険料を課するためにはもっと細分化して、収入がぎりぎりのラインの方について応分の負担にするというようなこととか、料率の検討ですね、その年その年の現状に合わせてやるとか、いろいろなやり方で住民の負担を軽減する方法があると思いますが、このやり方では区分も少ないですし、料率についての見直しも十分検討されたのかという疑問も残りますし、過大な負担になっていると思うわけです。しかも、介護保険については掛け捨ての部分が多い、幾ら払っても介護のお世話にならない方もたくさんありますし、また介護を実際受けようとするときにさらに利用料がかかってくると、非常に負担感の重い制度であります。このままいくと、本当に介護、保険はあるけれども介護がないという状況がさらに進んでしまう。今は入所施設なんかも入りたいたいと思っても100人以上待ちというようなことで、幾ら保険料を払っても、利用料を払おうとしても介護は受けられないという、絵にかいたもちというようなことにならないかと、そのために少しでも町でできる、自治体でできる工夫をするべきじゃないかと、そういう視点が欠けているのと思いますので、反対いたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより、議案第6号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島同和人権担当理事。

理事(西島楠博)

(議案第7号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより、議案第7号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、平成23年度井手町一般会計補正予算(第4回)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治)

(議案第9号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 収入の部なんですけど、9ページの15款、3目、債権の売却益というのがあるんですけど、これはどこに債権をお売りになったのかお聞きしたいんですけど。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 藤林 学会計管理者。

会計管理者（藤林 学） 村田晨吉議員のご質問にお答えいたします。

9ページの債権売却益についてのご質問でございますけども、井手町の基金については定期預金と債権と2種類で保管しておりまして、また管理運営もしております。運用しておりまして、そのうちの債権の部分について売却益が出ることから、平成23年度につきましては17銘柄の、主に国債なんですけども、それを売却したための益でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 4ページの繰越明許ですけど、道路新設改良費というのはどこの部分のを繰り越すのかということと、それと玉川砂防公園ですけれども、議会でも見させてもらいに行きましたけども、ほぼ出来ているような状況やったと思うんですけど、まださらに繰り越さないとかかん部分というのはどこなのか。それと、グランドゴルフ場については、早くに会場開きをされまして開会式といいますか、そういうこともされたのに、いまだに出来ないということで、早急に使えるようにしてもらわなあかんと思うんですけど、何がネックなのかということをお尋ねしたいと思います。それと、消防車庫の整備もですけども繰越明許になってますが、これはどこの部分ですか。なぜ今年度できなかったのかということをお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 奥山建設課長。

建設課長（奥山英高） ただいまの谷田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

繰り越し事業の道路新設改良費でございますが、箇所につきましては町道1号線と町道44号線でございます。

続きまして、玉川砂防公園、こちらの方の残っている箇所につきましては、

あずまやの建築を予定しております。

続きまして、グランドゴルフ場の使用に関してですけれども、ただいまのところ、グランドゴルフ場、スリットエンデの西側部分、こちらにつきましては供用しております、現在のところ井手町グランドゴルフ同好会の方が管理の面も含めてお願いしておるところでございます、使用されておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

総務課長(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

繰越明許費、消防費の関係でございます。こちらにつきましては、12月補正予算で提出させていただきました石垣区の消防車庫でございます。実は、工事は、新設のところについては今もう工事に入っておるんですけれども、今現在ある消防車庫、井手小学校の敷地のところがございます、東南の箇所がございます消防車庫です。そちらの方を解体いたしますと、構築物で校庭内に入れられないとか、いうことになっておりまして、今現在京都府の方が3月下旬からプールの横のところの工事に入るというふうなことを聞いております。ですから、その京都府の工事と歩調をあわせながら、解体工事の方を進める必要があるために次年度に繰り越しをするものであります。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) じゃあここに、今、説明なかったものは年度内にできることということかと思うんですけれども、前々から何度も年度内にできるのかという質問が繰り返されていると思うんですが、多賀のホタル公園のところのあずまやもずっと、足元をかこったままで何も手がついてないんですけれども、これも3月中にできるということで大丈夫なんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 奥山建設課長。

建設課長(奥山英高) 多賀ホタル公園のあずまやでございますけれども、こちらにつきましても既に工事の発注をしております、早々に現場の方に

入る予定とお聞きしております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより、議案第9号、平成23年度井手町一般会計補正予算（第4回）
を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は3月12日午前10時から会議を開きます。よろしくお願
いいたします。以上です。

散会 午後 3時50分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 村 田 忠 文

署名議員 村 田 晨 吉